歯科医療提供体制構築推進・支援事業実施要綱 新旧対照表

歯科医療提供体制構築推進・支援事業実施要綱 新旧対照表		
改正後	改正前	
(別紙) 歯科医療提供体制構築推進 <u>・支援</u> 事業実施要綱	(別紙) 歯科医療提供体制構築推進事業実施要綱	
1 目的 (略)	1 目的 (略)	
2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、次のものとする。 但し、以下に示す「3 事業内容」の(1)については、アの みとする。 ア 都道府県 イ 市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。) ウ 社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法 人、医療法人、学校法人、大学法人、国公立及び私立大 学、その他厚生労働大臣が認めた法人等(法人格を有する団体であること)	2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県 <u>とする。</u>	
3 事業内容 この事業の内容は、(1)及び(2)の事業とする。 (1) <u>歯科医療提供体制構築推進事業</u>	3 事業内容 この事業の内容は、 <mark>都道府県が実施する</mark> (1)及び(2)の事 業とする。	
<u>①</u> 歯科医療提供体制構築推進等委員会 (略)	<u>(1)</u> 歯科医療提供体制等構築推進等委員会 (略)	

改下後

② 歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業 地域の実情に応じて、歯科医療提供体制の構築に資するため の事業を (1) ①の検討等に基づき、PDCA サイクルに沿って行うものとする。ただし、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができるものとする。

(2) 歯科医療提供体制構築支援事業

歯科医療提供体制の構築促進のため、各地域の課題解決に向けて実施する事業とする。但し、都道府県、市町村又は特別区(以下、「都道府県等」という。)が歯科医療提供体制構築のために、現在及び将来の課題を踏まえ検討された推進方策や推進に資する事業とする。

また、本事業を効果的に実施するために、地域の歯科医療関係者や都道府県等行政関係者と連携し、地域に展開・活用できるような体制で実施するとともに、PDCAサイクルに沿って行うものとする。

(事業のテーマ例)

- ① <u>歯科医療機関の機能分化・連携の推進</u> 例:歯科医師確保対策、歯科医師育成支援
- ② 病院歯科等への役割の明確化

例:地域の歯科診療所との連携(後方支援機能)、リハビ リテーション・ロ腔・栄養連携推進

- ③ 外来における医科歯科連携・多職種連携の推進
- ④ 障害児・者への歯科医療提供体制の構築

改正前

(2) 歯科保健医療提供体制の推進に資するための事業

地域の実情に応じて、歯科医療提供体制の構築に資するための事業を(1)の検討等に基づき、PDCAサイクルに沿って行うものとする。ただし、都道府県は適切な事業運営が確保できると認められる関係団体等に事業の全部又は一部を委託することができる

(新規)

ものとする。

- ⑤ その他地域特性を踏まえた歯科医療提供体制構築に資するテーマ
- 4 補助条件
- (1) <u>「3 事業内容」の</u> (1) <u>を行う際は、同項①</u>に掲げる事業 を実施すること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 「3 事業内容」の(1) については、交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (5) 「3 事業内容」の(1) については、交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。
- (6) 「3 事業内容」の(2) については、交付要綱に定める実 績報告とは別に、以下の通り、事業終了後に報告書 (以下 「成果物」という。) を提出すること。
 - ① 成果物については、以下の構成により作成すること。 (ア) 事業要旨(調査の概要をまとめたもの)

- 4 補助条件
- (1)3(1)に掲げる事業を実施すること。
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) 交付要綱に定める交付申請のために必要な事業計画書とは別に別途定める様式にて、事業の計画内容を事業実施の当該年度 5月31日又は本実施要綱の改正日から起算して2月を経過した 日のいずれか遅い日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。
- (5) 交付要綱に定める実績報告とは別に、別途定める様式にて、事業の実績内容を、事業実施の翌年度5月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて電子媒体にて提出すること。その際、事業の内容等が記載された概略図も添付すること。なお、提出された事業の実績内容及び概略図は、厚生労働省ホームページ等で公表する場合がある。

(新規)

_(イ) 事業目的	
(ウ) 事業の実施内容(成果に至るプロセスを記入)	
<u>(エ) 事業の結果</u>	
(オ) 分析・考察	
(カ) 検討委員会等の実施状況	
② 成果物は紙媒体(原則日本産業規格A列4番(以下、「A	
4」という。))で8部(正1部、副7部)作成し、令和8	
年3月31日までに厚生労働省医政局歯科保健課あて提出する	
<u>こと。</u>	
③ 成果物は、厚生労働省ホームページ等で公表する可能性が	
あるため、紙媒体の他、電子媒体 (Microsoft Word 2016、同	
Excel 2016、同 PowerPoint 2016 以降で読み込み可能な形式	
及び PDF 形式で、原則A4で印刷されることを想定したフォ	
ントで作成するものとすること。)をCD-R 又はDVD-R 等に	
保存して提出すること。	
④ 成果物とは別に、事業内容や成果等をスライド1~2枚で	
<u>まとめた電子媒体(Microsoft Power Point 2016 以降で読み</u>	
込み可能な形式及び PDF 形式で、原則A4で印刷されること	
<u>を想定したフォントで作成するものとすること。)を CD-R 又</u>	
は DVD-R 等等に保存して、令和 8 年 3 月 31 日までに厚生労働	
省医政局歯科保健課あて提出すること。提出されたものは、	
厚生労働省ホームページ等で公表する可能性がある。	